

財団法人能登半島地震復興基金 平成19年度事業計画書

設立許可年月日（平成19年8月20日）から平成20年3月31日まで

1 基本的な考え方

被災地においては、能登半島地震により、被災者の生活や農業をはじめとした産業が破壊されており、復興を遂げるためには、個人や地域、集落等の負担が大きく、既存の制度のみでは対応が困難であることから、

行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして、機動的にきめ細かい対応が必要とされるものについては、復興基金を活用するものとする。

- (1) そのため、復旧・復興にあたっては、既存制度があるものはまず制度で対応し、制度内の行政負担の軽減は原則として復興基金の対象外とする。
- (2) また、基金事業は、団体・民間等が事業主体となることを基本とする。

2 事業

- (1) 住宅・生活再建支援事業（寄附行為第4条第1号）

被災者の個人住宅の再建支援、自力再建困難者への支援、教育・福祉・医療基盤の再建の支援など、過疎化、高齢化が著しい地域において、地域の再生にあたって必要かつ最低限の基盤となり、行政が進める施策の方向性に適合するものに対し支援を行う。

- (2) 農業等の産業復興支援事業（寄附行為第4条第2号）

農業等の基盤整備、農業等の経営再建の支援など、被災者の生活を支える産業の復興に資する支援を行う。

- (3) 地域振興支援事業（寄附行為第4条第3号）

地域コミュニティ活動の支援、地域コミュニティ施設の再建支援、まちづくり支援、地域資源の発掘・再生・保存・活用支援など、当面の復旧だけではなく、被災地の真の復興に向けて、地域全体の再生に資する取り組みについて支援を行う。

- (4) その他目的を達成するために必要な事業（寄附行為第4条第4号）